

マイナンバー導入でわかる ブラック企業と保険加入

マイナンバーは
来年10月に
通知されます

雇用保険
のみ

健康保険
厚生年金
雇用保険



週20時間以上30時間未満

週30時間以上

マイナンバー導入前に企業が行うべき
社会保険に加入する社員・雇用保険だけ加入する社員

2015年10月からマイナンバー通知されます。企業では源泉徴収や社会保険など各種申告にマイナンバーが必要になり、従業員、パート社員、アルバイト、さらに扶養家族の番号も必要となります。企業はもちろん、従業員、パートなどを雇う場合、個人事業主も当然対象となります。



マイナンバーは行政側のメリットが多くなります。一人一人の所得がより正確に分かりますので年金の不正受給や社会保険の未加入事業所や社会保険に加入すべき時間数を勤務しているパートさんや定年後の嘱託社員さんや、企業が定期報告などで正しく申告しているかどうかなども把握しやすくなり、いわゆるブラック企業が分かります。労働保険(労災保険、雇用保険)は法人、個人を問わず労働者を1人でも雇用した場合、必ず加入しなければなりません。社会保険(健康保険、厚生年金保険)は法人の場合、人数に関わらず必ず加入しなければなりません。これが原則ですが未加入の企業も多くあります。マイナンバー制度により国税庁の申告データとのすりあわせが行われ、ブラック企業があぶりだされます。

マイナンバー導入前こそ、働く日数、時間数を見直しましょう！

ご相談はお早めに！ (093)771-7145

松崎社会保険労務士事務所